

外国人の方であっても、一定の要件に当てはまる場合には、税金を納める必要があります。例えば、日本国内で働いて得た収入があると、原則として所得税を納めなければなりません。また、1月1日現在で日本に住所がある方は、前年の所得について課税される住民税を納めなければなりません。

また、日本に住所のない外国人の方であっても、旅行などでホテルに泊まったり、食事をしたりすると、消費税を負担することになります。

ワンポイント



日本の税金の分類

日本の税金は、次の2つの分類方法があります。

どこに納めるか

国に納める税金を「国税」といいます。代表的なものに、「所得税」があります。お住まいの都道府県や市町村に納める税金を「地方税」といいます。代表的なものに、「住民税」があります。

誰が納めるか

税金を納める人と負担する人が同じ税金を「直接税」といいます。代表的なものに「所得税」や「住民税」があります。

税金を納める人と負担する人が違う税金を「間接税」といいます。代表的なものに「消費税」があります。

1 所得税

所得税は、1月1日から12月31日までの1年間に生じた個人の所得にかかる税金です。所得税の金額は、所得の金額（収入から経費などを差し引いたもの）からいろいろな控除（1 - 3参照）を差し引いた額（課税所得金額）に税率をかけて計算します。税率は、課税所得が多くなるほど段階的に高くなる仕組みとなっています。

（注） 2013年分から2037年分まで、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、復興特別所得税（各年分の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。以下では、所得税及び復興特別所得税を「所得税など」といいます。

1 - 1 納税義務者と課税の対象となる所得の範囲

居住形態の区分に応じて、課税の対象となる所得の範囲が異なります。

(1) 居住者

「居住者」とは、日本国内に「住所」がある個人、または、現在まで引き続き1年以上「居所」がある個人のことをいいます。(2)に掲げる「非永住者」以外の居住者については、国外源泉所得を含む全ての所得が課税の対象となります。

(注)「住所」とは、個人の生活の本拠をいい、生活の本拠であるかどうかは、客観的事実(日本で職業を有しているかどうか、配偶者その他の生計を一にする親族が日本に住んでいるかどうかなど)によって判定します。

「居所」とは、人が相当期間継続して居住する場所であるが、生活の本拠という程度には至らないものをいいます。

(2) 非永住者

「居住者」のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である方を「非永住者」といいます。

非永住者については、国外源泉所得以外の所得と、国外源泉所得で、国内において支払われたもの又は国外から送金されたものが課税の対象となります。

(3) 非居住者

「居住者」以外の個人を「非居住者」といいます。

非居住者については、日本国内で行う勤務に起因する給与や、日本国内での人的役務の提供に起因する報酬などの、国内源泉所得のみが課税の対象となります。

1 - 2 確定申告

日本の所得税は、その年に生じた所得のうち、居住形態の区分に応じた課税される所得について、所得の金額とそれに対する所得税などの額を自ら計算して、申告期限までに税務署に確定申告書を提出し、源泉徴収(1-4参照)された税金などとの過不足を精算する手続を採用しています。この手続を確定申告といいます。

(1) 確定申告が必要な方

給与の支払を受けている方については、その大部分は、所得税などが源泉徴収(1-4参照)された後、年末調整(1-5参照)によって精算されるため、確定申告は不要です。

ただし、次のような方は、確定申告を行う必要があります。

- ・ 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ・ 給与の支払を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、給与所得や退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える方
- ・ 2か所以上から給与の支払を受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の所得との金額の合計額が20万円を超える方
- ・ 在日の外国公館に勤務する方や、家事使用人の方などで、給与の支払を受ける際に所得税などを源泉徴収されないこととなっている方
- ・ 海外において給与の支払を受けている方 など

また、給与以外の、事業や株取引などにより所得を得ており、所得税の計算の結果、税金がかかる方も確定申告を行う必要があります。

(2) 確定申告をすれば税金が戻る方

所得税などの計算の結果、所得控除(1-3参照)などの適用によって、源泉徴収(1-4参照)された税金などが納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための確定申告により税金が還付されます。

なお、源泉徴収などによって納め過ぎた税金がない場合には、還付される税金はありません。

(3) 日本から出国する場合

出国とは、「納税管理人の届出書」(納税者に代わって手続を行う人を選任するための届出書)を提出しないで、日本に住所及び居所を有しないこととなることをいいます。そのような場合、出国前に、その年の給与について年末調整(1-5参照)を受けることとなります。ただし、(1)のように確定申告が必要となる場合には、出国前に確定申告及び納税を行う必要があります。

なお、出国した後で、確定申告や納税などの手続を行う必要がある場合には、日本国内に居住する納税管理人を選任して、「納税管理人の届出書」を所轄税務署に提出してください。

(4) 確定申告及び納税の期限

各年分の所得税などについて、確定申告の相談及び申告書の受付は、翌年の2月16日から3月15日までです。

ただし、税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、原則として、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりません。

また、還付申告書は、2月15日以前でも提出することができます。

なお、所得税等の確定申告分の納期限は、3月15日です。

これらの期限が、土・日曜・祝日などに当たる場合は、これらの日の翌日が期限となります。

1 - 3 主な控除

所得税には、所得控除の制度があります。

これは、課税所得金額を計算するときに各納税者の個人の事情を考慮するものです。

それぞれの所得控除の要件に当てはまる場合には、各種所得の金額の合計額から各種所得控除の金額の合計額を差し引きます。

所得税額は、その残りの金額(課税所得金額)を基礎として計算します。

なお、納税者が非居住者(1-1参照)である場合には、適用できる控除の種類が限定されます。

(1) 基礎控除

基礎控除は、一定の要件に該当する場合に控除するというものではなく、一律に適用され、その額は38万円です。

(2) 扶養控除

納税者に所得税法上の控除対象扶養親族となる人がいる場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

なお、非居住者である親族に係る扶養控除の適用を受ける場合には、その親族に係る一定の書類を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際に提示する必要があります。

(3) 配偶者控除又は配偶者特別控除

納税者に所得税法上の控除対象配偶者がいる場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

控除対象配偶者とは、民法の規定による配偶者であること（内縁関係の人は該当しません。）、配偶者の年間の合計所得金額が38万円以下であること、控除を受ける納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下であることなどの要件に当てはまる人をいいます。

また、配偶者に38万円を超える合計所得金額がある場合でも、配偶者の合計所得金額に応じて、一定の金額の所得控除を受けることができる場合があります。

この場合の要件は、民法の規定による配偶者であること（内縁関係の人は該当しません。）、配偶者の年間の合計所得金額が38万円を超えて123万円以下であること、控除を受ける納税者本人のその年における合計所得金額が1,000万円以下であることなどです。

なお、非居住者である配偶者について配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける場合には、一定の書類を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際に提示する必要があります。

(4) 社会保険料控除

納税者が、自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族が負担すべき社会保険料を支払った場合には、その支払った金額について所得控除を受けることができます。

この控除の対象となる社会保険料は、健康保険・国民年金・厚生年金保険などの保険料で被保険者として負担するもの、国民健康保険の保険料、雇用保険の被保険者として負担する労働保険料などです。

(5) 生命保険料控除

納税者が一定の生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

(6) 医療費控除

納税者が、自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えるとときは、その医療費の額を基に計算される金額の所得控除を受けることができます。

1 - 4 源泉徴収

雇用主（給与の支払者）から給与の支払を受ける際には、その給与から所得税などが差し引かれる（源泉徴収される）こととなります。

また、居住者は毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の扶養控除等申告書」を給与の支払者に提出しなければなりません。

なお、その年において支払の確定した給与について、給与の支払者から、その支払金額や源泉徴収された所得税などの金額を記載した「源泉徴収票」が翌年の1月31日までに給与の支払を受ける人に交付されることとなっています。

1 - 5 年末調整

居住者は、その年最後に給与の支払を受ける際に、給与の支払者により源泉徴収された所得税などの年間の合計額と、年間の給与の総額について納めなければならない所得税などの額（年税額）との差額の精算が行われます。この手続を年末調整といいます。

この年末調整の際に、配偶者控除や保険料控除などの適用を受けようとする場合には、所定の申告書を給与の支払者に提出しなければなりません。

なお、給与の支払を受ける人の大部分は、この年末調整により所得税などの精算が行われますので、確定申告（1 - 2 参照）をする必要はありません。

1 - 6 その他

（1）租税条約による特例

出身国と日本との間で租税条約が締結されている場合には、所得税などが軽減又は免除されることがあります。この所得税などの軽減又は免除を受けようとする場合には、所定の届出書などを所得の支払者を經由して税務署に提出する必要があります。

（2）国税の納付

確定申告により所得税などの納付が必要になった場合など、国税を納付する場合には、税務署から納付に関する通知などはなく、期限までに納税者自身で納付する必要がありますので、ご注意ください。

2 住民税

2 - 1 住民税とは

住民税は、住んでいる都道府県と市町村に納める税金のことで、1月1日現在で日本に住所のある方は、住民税の対象となります。

都道府県民税と市町村民税の2つを合わせたものを「住民税」といい、一括して市町村に納めます。

住民税は、住民に定額の負担を求めるもの（均等割）と前年の所得の額に応じて負担を求めるもの（所得割）などがあります。所得割の税額の計算は所得税と同様の仕組みとなっています。

2 - 2 住民税の納付

（1）普通徴収

市町村が送付する納税通知書によって、年間の税金を4回に分けて納めます。

（2）特別徴収

事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税者）に代わって、毎月従業員に支払う給与から住民税を差し引いて納めます。

2 - 3 日本から出国する場合

住民税は、前年の所得に対して、1月1日現在で住所のある市町村で課税されますので、年度の途中で日本から海外へ転出しても、その年度の住民税は納める必要があります。日本から出国するまでの間、勤務先が支払う給与から住民税が徴収されていた場合には、最後の給与から未納分の税金を一括して徴収してもらう方法（一括徴収）があります。

また、日本から出国するまでに住民税を納めることができなかった場合は、出国する前に日本に住んでいる方を「納税管理人（納税者に代わって税金を納める人）」として定めてお住まいの市町村に届け出てください。未納分の税金については、納税管理人に通知されます。

3 その他の税金

3 - 1 消費税・地方消費税

消費税は、商品の販売やサービスの提供に対してかかる税金で、商品を購入したり、サービスの提供を受ける消費者が負担し、事業者が納税します。

消費税（地方消費税を含みます。）の税率は8%です。また、2019年10月より、税率が10%に引き上げられると同時に軽減税率制度が実施され、お酒・外食を除く飲食料品の購入と定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の購入については、8%の軽減税率が適用されます。

なお、日本国内には外国人の旅行者などが免税で商品を購入できる店（消費税免税店）がありますが、日本に住んでいる外国人の方は、免税で購入することはできません。

3 - 2 国際観光旅客税

国際観光旅客税は、原則として、船舶又は航空会社が、チケット代金に上乗せするなどの方法で、日本から出国する方（旅客）から徴収し、国に納付する税金です。日本から出国する目的を問わず、出国1回につき1,000円が課されます。

（注） ここでいう「出国」とは、本邦（領海・領空）から外に出ることをいいます。

3 - 3 自動車重量税

自動車重量税は、車検などの際に自動車の重量などに応じて課税される税金です。税額は、自動車の種類や重量によって違います。例えば、新車の自家用乗用（1.5t、車検3年）の場合、税額は3万6,900円です。

また、環境性能（排ガス性能や燃費性能）に優れた自動車の普及を促す観点から、一定の環境性能を満たした自動車について、自動車重量税を減免する特例（エコカー減税）が設けられています。

3 - 4 自動車取得税

自動車取得税は、自動車や軽自動車の購入などをした際に、それらの取得価額に応じて課される税金です。税率は、自動車の種類や用途によって異なり、3%又は2%です。

また、環境性能（排ガス性能や燃費性能）に優れた自動車の普及を促す観点から、一定の環境性能を満たした自動車について、自動車取得税を軽減する特例（エコカー減税）が設けられています。

なお、2019年10月1日以降は、自動車取得税が廃止され、自動車税及び軽自動車税のそれぞれに環境性能に応じて税率を決定する環境性能割が導入されます。

3 - 5 自動車税

自動車を所有している方に課される税金で、4月1日現在で普通自動車などを所有している方が5月中に都道府県に納めます。

税額は、所有している自動車の排気量によって異なります。

また、環境性能（排ガス性能や燃費性能）に優れた自動車の普及を促す観点から、一定の環境性能を満たした自動車について、自動車を取得した翌年度の税率を軽減し、又は、初回新規登録から一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例（グリーン化特例）が設けられています。

3 - 6 軽自動車税

軽自動車や原動機付自転車などを所有している方に課される税金で、4月1日現在で軽自動車などを所有している方が4月中に市町村に対して納めます。

税額は、所有している軽自動車などの排気量によって異なります。

また、環境性能（排ガス性能や燃費性能）に優れた自動車の普及を促す観点から、一定の環境性能を満たした自動車について、軽自動車を取得した翌年度の税率を軽減し（グリーン化特例（軽課））、又は、最初の新規検査から一定年数を経過した軽自動車の税率を重くする特例（経年車重課）が設けられています。

3 - 7 固定資産税

毎年1月1日現在で、土地、家屋、償却資産を所有している方が、これらの資産の価格を基に算定された税額を資産が所在する市町村に納めます。

4 税金に関する問合せ先

4 - 1 国税に関する問合せ先

(1) 電話相談センター

国税に関する一般的な相談について、次の「電話相談センター」で英語による相談を集中的に受け付けています。

- ・ 東京国税局電話相談センター 03-3821-9070
- ・ 大阪国税局電話相談センター（代表番号から転送） 06-6941-5331
- ・ 名古屋国税局電話相談センター 052-971-2059

(2) タックスアンサー（よくある質問）

よくある税の質問に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べることができます。

<https://www.nta.go.jp/english/taxes/index.htm>

(3) 国税庁ホームページのご案内

国税に関する申告・納税などに役立つ情報を提供しています。

<https://www.nta.go.jp/english/index.htm>

National Tax Agency Japan

検索



4 - 2 地方税に関する問合せ先

各都道府県、各市町村にお問合せください。